

陳情事項

★印が懇談の重点項目

【1】自治体DX推進は、住民の福祉の増進と人権保障のために行ってください。

①情報システム標準化のもとでも自治体独自の施策を維持・拡充してください。

②住民の手続きへのフォローや問合せへの対応、従来の申請書類を残すなど住民それぞれの事情に応じたアクセスの保障など、住民のデジタルデバインド(情報格差)への対策を講じてください。

【2】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障

★(1)介護保険料・利用料など

①介護保険の第9期事業計画を見直し、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

②収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

③介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

⑤介護保険施設、介護付き有料老人ホーム、グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度を実施・拡充してください。

(2)介護保険サービス

①要支援1・2の訪問介護、デイサービスの総合事業への移行に際して、移行以前に実施されていたサービス(「現行相当サービス」)が必要な人には継続した利用ができるようにしてください。また、報酬単価を引き上げてください。

②福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

★(3)訪問介護事業所・特別養護老人ホーム等の基盤整備

①介護報酬引き下げ、物価高騰や人員不足により経営難に陥っている訪問介護事業所に対する財政支援で在宅サービスを維持・確保してください。

②特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。

③要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望にそうようにしてください。

回答

【1】

①自治体情報システム標準化は対象業務が国の規定により定められており、標準化の対象外となる自治体独自の施策については今後も維持に努めてまいります。

②従来の方法を残しつつ新たにデジタルの手段も加えることで、デジタルの活用が難しい方も含め誰もが利用できる環境を整えてまいります。

【2】

1.

★(1)

①所得に応じた段階の負担を求めるという観点から、国の標準段階を採用しており、市民税非課税世帯や本人所得等を考慮した段階設定、低所得者に対する公費軽減により、低所得者の負担は軽減されていると考えております。

②現状では考えておりませんが、介護保険料に係る相談は随時受付けており、分納など必要に応じて対応してまいります。

③所得に応じた段階の負担を求めるという観点から、国の標準段階を採用しており、市民税非課税世帯や本人所得等を考慮した段階設定、低所得者に対する公費軽減により、低所得者の負担は軽減されていると考えております。

④収入減少を理由とする減免制度は設けておりますが、低所得者であることのみを理由としての減免制度については考えていません。

⑤現行の負担限度額認定にて負担は軽減されていると考えているため、独自の制度は考えていません。

(2)

①総合事業移行後も現行相当サービスは継続しています。また、報酬単価を引き上げる予定は今のところありません。

②軽度者への福祉用具貸与は、国が示す指針に沿って、例外給付として対応しておりますが、適切な介護給付という観点から、介護度に関わらずに利用できるような簡素化は考えておりません

★(3)

①訪問介護事業所に対する財政支援をする予定はありませんが、訪問介護事業所の部会に参加するなどして相談・協力をする体制整備に努めております。

②引き続き高齢者のニーズと介護サービスの需要と供給のバランスを考え、待機者の解消に努めます。

③特別養護老人ホームから特例入所要件の照会を受け、該当者の状態、状況を確認した上で、適用の認否を判断しています。必要な方には、施設を通じて相談があるため、広報等で一律な周知を行う予定はありません。

陳 情 事 項
<p>★(4)介護人材確保</p> <p>①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。</p> <p>②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。</p> <p>③8時間以上の長時間労働を是正してください。</p> <p>④夜勤体制についての実態調査を実施してください。</p> <p>(5)高齢者福祉施策の充実</p> <p>★①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。</p> <p>②サロン、認知症カフェ、高齢者の居場所づくり(たまり場)事業への助成を拡充してください。また、介護予防にかかる地域支援事業に必要な事業費を確保してください。</p> <p>★③買物や通院をはじめ高齢者の外出支援の施策を充実してください。</p> <p>(6)認知症高齢者の福祉施策の充実</p> <p>★①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。</p> <p>②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。</p> <p>③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。</p> <p>★(7)障害者控除の認定</p> <p>①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度A以上を税法上の障害者控除の対象とし、すべての対象者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。</p> <p>2. 国保の改善</p>

回 答
<p>★(4)</p> <p>①国や県の主催する介護職の啓発イベントや処遇改善加算の促進について周知をするなど処遇改善に努めて参ります。</p> <p>②③人員、設備及び運営に関する基準に則り、定期的に運営を指導しております。市として財政支援を行う予定は今のところありません。</p> <p>④勤務形態の把握については、引き続き、事業所が開催する会議やヘルパー部会など各部会に出席、また運営指導等で、実態の把握に努めて参ります。</p> <p>(5)</p> <p>★①補聴器購入助成制度の実施について検討しています。早期発見するための無料検診事業の実施については、現在のところ予定しておりません。</p> <p>② 認知症カフェは、現在4か所開催しており、助成を実施しています。サロンにおいては、市社会福祉協議会で助成金(参加者1人/100円/回)を実施しております。一般介護予防事業の一環として、地域の介護予防教室の活動支援及び立ち上げ支援を行っております。また、栄養パトロールを実施し、フレイルや低栄養の人への支援につなげています。</p> <p>★③介護認定要介護3～5又は身体障害者手帳1～3級、住民税非課税世帯の方で外出困難な方を対象に車イス・ストレッチャー等での病院等外出時の送迎援助を行っております。</p> <p>(6)</p> <p>★①本市においては令和6年度から8年度までの3年間を計画期間とする「常滑市高齢者福祉計画」・第9期介護保険事業計画の重点目標の一つに「認知症の人と家族にやさしいまちづくり」を掲げ認知症施策に取り組んでいるため、現在のところ計画の作成は予定しておりません。</p> <p>②常滑市社会福祉協議会が損害賠償を対象とする「地域あんしん保険」制度を実施しているため、本市として実施の予定はありません。</p> <p>③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるための無料検診事業の実施については、現在のところ予定しておりません。</p> <p>★(7)</p> <p>①障害者控除は、障害者手帳保持者に準ずる人を対象に出すものであり、要介護認定を受けているという状況のみだけでは該当しないと考えます。また、上記と同様の理由から全ての人に郵送する予定はありません。また、課税状況などから利用しない場合もある為、個別送付ではなく、申請があった人に発行しています。</p> <p>2.</p>

陳 情 事 項
<p>★(1)保険料(税)の引き下げ</p> <p>①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。</p> <p>②前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。</p> <p>★(2)保険料(税)の減免制度</p> <p>①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。</p> <p>②18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。</p> <p>③収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件を1,000万円以下、当年所得減少割合を10分の8以下および減免割合を改善してください。</p> <p>★(3)保険料(税)滞納者への対応</p> <p>①保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を強いる制裁措置を行わないでください。</p> <p>②保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。</p> <p>③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。</p> <p>(4)傷病手当金・出産手当金</p> <p>①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。</p> <p>(5)一部負担金の減免制度</p> <p>①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。</p> <p>②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。</p> <p>★(6)資格確認書の発行</p>

回 答
<p>★(1)</p> <p>①国保制度維持のために、必要な保険料額の設定をしているので、保険料の引き下げは出来ません。</p> <p>②基金については、保険料の急激な上昇を防ぐために随時取り崩しを行っています。</p> <p>★(2)</p> <p>①減免の制度は設けていませんが、所得が一定以下の場合には、軽減制度があります。仮に収入が0円の単身世帯の場合は、7割軽減が適用となり1ヵ月分の税額は1,700円となります。国民健康保険は、病気やケガなど、もしもの時のために加入者全員で出し合って支えあう制度ですので、さらなる減免制度の実施は現状考えておりません。</p> <p>②持続可能な医療制度とするため、応分な負担は避けられません。受診の際には、こども医療制度で負担軽減を実施しています。また、未就学児に係る「均等割額」の2分の1を軽減しています。所得の少ない世帯における軽減(7割・5割・2割)が適用されている場合は、その割合を軽減した上で、さらに均等割額の2分の1を軽減しています。</p> <p>③持続可能な医療制度とするため、応分な負担は避けられません。所得が減少した人については、担税力の低下が考えられるため減免の拡充は有効な手段と考えますが、減額によって減った税収分は他の人の保険料に跳ね返ることを考えると慎重に検討すべきと考えています</p> <p>★(3)</p> <p>①令和7年8月から長期間の滞納者のうち納付相談がない被保険者等に対して、国の示した基準を参考に特別療養費の支給を開始しました。公平性の観点から特別療養費の支給対応は必要と考えております。</p> <p>②保険税を払えない加入者に対しては、生活実態を聞き取りしながら、分納等にて完納できるよう個別で納付相談を行っています。</p> <p>③国税徴収法等に規定されている差押禁止財産については、差押をしておりません。</p> <p>(4)</p> <p>①傷病手当金の対象については、国の基準に基づいて行います。</p> <p>(5)</p> <p>①国の基準に基づいて取扱要綱を定めています。</p> <p>②国保加入手続き時に渡すチラシに記載し、加入者への周知をしています。また、災害に遭われた方には個別に案内を行っています。</p> <p>★(6)</p>

陳 情 事 項
<p>①国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書はマイナ保険証を所持している人も含めた全加入者に自動的に発行してください。</p> <p>3. 生活保護・生活困窮者支援</p> <p>(1)生活保護制度</p> <p>★①物価の高騰、特に米や光熱費など生活必需品の高騰に対応できるよう手当を出すなど支援してください。</p> <p>★②生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。</p> <p>★③「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、しおり、ポスター、市の広報やホームページに掲載するなど、生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわずに利用できるよう積極的にPRしてください。</p> <p>④住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設入所ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。</p> <p>⑤熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、すべての生活保護世帯に対して自治体としてエアコン設置・買い換えの費用や冷房費の補助を行ってください。</p> <p>⑥扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。</p> <p>⑦車の使用は、個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくなるないようにしてください。</p> <p>★⑧ケースワーカー、査察指導員は国の最低基準(標準)を守り、不足することのないよう増員してください。</p> <p>⑨女性のケースワーカーを配置し、比率を増やしてください。</p> <p>⑩ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員で配置し、研修を充実し、経験年数の長い職員を育ててください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。</p>

回 答
<p>①資格確認書については、マイナ保険証登録を行っていない被保険者へは自動的に送付しております。また、既にマイナ保険証を所持している方には、資格情報のお知らせを発行しています。</p> <p>3.</p> <p>(1)</p> <p>★①米や光熱費などの生活必需品の費用が値上がり、生活保護を受給している方の生活を圧迫していることは、日頃のケースワーク活動において実感しています。必要な方にはフードバンクの利用を促す支援を行っています。</p> <p>★②生活保護の申請意思を示した方には、速やかに申請書を交付しています。また、相談時に、条件を満たせば、すべてのかたが平等に生活保護を利用できることを明記した「生活保護のしおり」を配付しています。</p> <p>★③生活保護のしおり以外に、毎年市の広報に生活保護制度についての記事を掲載し、相談窓口について案内しています。</p> <p>④居住地のない方については、金銭管理や炊事・洗濯などの居宅生活を営む上での基本的な項目を自らの能力またはヘルパーなどの支援を受けることによりできるかどうかの判断を行った上で、居宅生活が可能の方は居宅生活ができるよう支援しています。</p> <p>⑤冷房器具は、家具什器費の支給要件のいずれかに該当し、世帯に熱中症予防が必要とされる方がいる場合で、必要な冷房器具の持ち合わせがなく、真にやむを得ないと福祉事務所が認めた場合に支給しており、令和3年度は1件、令和4年度は5件、令和5年度は1件、6年度は1件支給決定しました。また、要件に該当しないが冷房器具が必要な方について、社会福祉協議会の緊急援護資金の借入により対応しています。エアコンの更新費用については、基準生活費の中で賄われると考えており、そのように説明しています。また、エアコンの電気代についても、光熱水費として、基準生活費に含まれていると考えています。</p> <p>⑥保護申請時に本人から扶養親族の状況を聞き取った上で、扶養照会を行うかどうか判断しています。国の通知に示されているとおり、著しく関係が不良であり、扶養義務履行が認められないと判断される場合には扶養照会を行っていません。</p> <p>⑦生活保護制度における自動車保有に関する容認の要件にあてはまる場合は保有を容認しています。令和4年度は障害者の通院等に使用する車両1台について保有を容認しました。</p> <p>★⑧令和7年4月現在、ケースワーカー、査察指導員の定数は、国の最低基準を満たしています。</p> <p>⑨令和7年4月の異動により、女性職員が0名となり、単身女性のケースや母子ケースについては他の担当職員に同行してもらった場合があります。</p> <p>⑩窓口対応及び相談を実施しているケースワーカー及び査察指導員は、全て正規職員で、社会福祉主事の資格を有しており、国・県の研修やケース会議などの機会を通して研さんに努めています。</p>

陳 情 事 項
<p>①就労支援員など専門性のある職は正規職員で配置するようにしてください。</p> <p>(2)生活困窮者支援</p> <p>①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。特に、生活保護が必要な人については、生活保護が受けられるよう生活保護担当部署と連携してください。</p> <p>②任意事業についてすべての事業を実施してください。また、住民が相談しやすいしおりを作成し、広報やホームページに掲載などに努めてください。</p> <p>③食料品や光熱費などの高騰が続く中で、自立した生活が送れるように手当を支給するなど生活困窮者に対して支援をしてください。</p> <p>④熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、低所得世帯に対するエアコン購入助成事業を創設・拡充してください。</p> <p>4. 福祉医療制度</p> <p>★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。</p> <p>★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。</p> <p>★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。</p> <p>④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。</p> <p>★⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。</p> <p>5. 子育て支援</p> <p>(1)子どもの権利を守る施策の推進</p> <p>①教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。</p>

回 答
<p>①就労支援員などの専門性のある職については配置しておらず、正規職員の配置については、配置する際に検討したいと考えています。</p> <p>(2)</p> <p>①平成28年度から、自立相談支援事業は社会福祉協議会に委託して実施しています。どう連携したらよいか福祉課が相談を受けて、調整する場合がありますが、委託開始時から同じ職員が相談業務にあたり、庁内外の関係機関と速やかに連携できていると考えています。</p> <p>②任意事業については、令和6年4月から就労準備支援事業を開始しています。また、しおり以外にも、毎年、市広報に自立支援相談についての説明を掲載しています。</p> <p>③生活困窮者自立相談支援事業は、相談を通して「生活保護に至る前の支援」を行うものであり、生活保護が必要な方については、生活保護の担当部署につなぐ支援を行っていることから、住居確保給付金以外の支援については、社会福祉協議会の貸付で対応しています。</p> <p>④物価高等を背景として、エアコンの購入及び設置費用も値上がりしていることは、被保護世帯へのエアコン設置に関わる中で実感しているところです。現状、社会福祉協議会の貸付で対応していますが、物価高騰対策として国、県の動向も見つつ検討していきたいと考えています。</p> <p>4.</p> <p>★①福祉医療制度は愛知県の制度に準じて実施しており、今後も継続して実施します。なお、常滑市独自事業(県制度からの拡充)として、子ども医療、後期高齢者福祉医療、精神障がい者医療で助成を拡充し実施しております。</p> <p>★②子ども医療については、令和6年4月診療分から通院・入院費を「中学校卒業まで」から「18歳年度末まで」に助成対象者を拡充しました。入院時食事療養の標準負担額の助成につきましては、保険適用外であることから、導入を考慮しておりません。</p> <p>★③自立支援医療対象者については、県の助成を拡充して、指定医療機関通院分を精神障がい者医療で助成しています。なお、全疾患を対象とすることは考えておりません。</p> <p>④市が独自で行っている各福祉医療制度の拡充対象となる方については、今後も継続していく予定です。福祉医療の観点から、後期高齢者の非課税世帯のみを拡大し、医療費負担を無料にすることは考えておりません。</p> <p>★⑤今のところ導入を考慮しておりません。</p> <p>5.</p> <p>(1)</p> <p>①小学校低学年からの通年での学習支援については、学校での学習や家庭学習で問題ないと考えており実施の予定はありません。中学生については長期休業中や定期テスト前に指導員付きの自習を行うこと、経済的に課題を抱える家庭への学習支援を実施していきたいと考えています。NPO やボランテ</p>

陳 情 事 項
<p>②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、専任・正規による専門職員の配置をはじめ必要な体制を整えてください。</p> <p>(2)就学援助制度の拡充</p> <p>①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。</p> <p>②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。</p> <p>③申請の受付は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けてください。年度途中でも申請できることを周知徹底してください。</p> <p>★(3)子どもの給食費の無償化</p> <p>①小中学校の給食費を無償にしてください。</p> <p>②就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。</p> <p>★(4)子どもの権利を保障する保育の質の向上</p> <p>①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1と、国が新たに加算措置した1歳児5対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は、0・2歳児も含め、自治体独自に、公私間の格差なく、さらなる改善を図ってください。</p> <p>②公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。希望するすべての子どもが施設環境、人員配置等において格差なく保育を受けられるよう認可保育所を整備・拡充してください。育児休業を取得した場合に保育施設を退園(育休退園)にしないでください。</p>

回 答
<p>アの取組は各団体の自主的な活動として尊重するものの、市として支援する考えはありません。</p> <p>民間が運営している子ども食堂に対して市として助成は行っておりませんが、国県等の助成事業の情報提供を随時行うとともに、市ホームページで子ども食堂の紹介をしています。</p> <p>②令和6年4月に「こども家庭センター」を設置しました。児童福祉部門に虐待対応専門員、子ども家庭支援員、家庭児童相談員、母子保健部門に保健師を配置し、こども家庭相談に対応しています。職員配置は専任・正規を前提としているものの、専門知識を活用するために会計年度任用職員を配置した体制としています。</p> <p>(2)</p> <p>①就学援助制度の対象は生活保護基準額の1.3倍以下の世帯としています。</p> <p>②現時点で支給内容の拡充は予定しておりません。</p> <p>③申請の受付は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けています。年度途中で申請できることについて、今後も周知に努めます。</p> <p>★(3)</p> <p>①学校給食費については、学校給食法に基づき、食材の購入に係る費用は基本的に保護者にご負担いただいております。小中学生、全員の無償化については、大きな財政負担を伴うことから予定しておりませんが、子どもを安心して産み、育てることができる環境づくりを推進するため、令和6年度より中学生以下の子どもの3人以上持つ保護者に対して、第3子以降を無償化しております。</p> <p>また、経済的理由によって就学困難と認められるご家庭には、就学援助の適用による免除をご案内しております。</p> <p>令和8年度以降、自民、公明、維新の3党合意により小学校給食費が無償化になるとの方針が出ていますが、現時点は、国からの詳細な通知が来ておりません。今後については、国の動向を注視していきます。</p> <p>②令和6年4月から、中学生以下第3子以降の子どもの給食費を無償化しました。</p> <p>★(4)</p> <p>①国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1を実現しています。0・1・2歳児については0歳児3対1、1歳児5対1、2歳児6対1としています。</p> <p>②令和6年4月に私立の認可保育所を設置しました。また、保育士の配置や定員数の適正化を図るため、令和6年11月に再編計画を策定しました。</p> <p>育休退園について、0歳児から2歳児の保育は、3歳児から5歳児の保育に比べ、保育士を多く配置す</p>

陳 情 事 項
<p>③保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。</p> <p>④乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施にあたっては、対象施設から営利事業者を除外し、事業を実施する施設には、定期的に訪問して実施状況や内容を確認するとともに、自治体の責任で指導・援助を行ってください。あわせて実施に向けた環境整備及び職員配置のために自治体独自で補助を行ってください。</p> <p>6. 障害者・児施策</p> <p>①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。</p> <p>★②どんな障害のある人も24時間365日、希望する地域で安心して生活できるよう、グループホームや入所施設等「暮らしの場」を拡充してください。また、グループホーム運営費や物価高騰対策としての家賃補助増額など自治体独自の上乗せ等をしてください。</p> <p>③夜間の職員体制を1フロア(ユニット)で常時複数配置できるように補助してください。医療的ケアも十分な体制が確保できるよう、常勤の看護師が配置できる独自の加算などを上乗せしてください。</p> <p>④居宅介護等の支給時間は、余暇利用を含め障害者・児が必要とする時間を支給してください。移動支援等の十分な人員を確保できるよう基本報酬を大幅に増額してください。</p> <p>⑤障害福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。また、障害福祉サービスの利用料徴収対象の収入要件を本人収入に限ってください。</p> <p>★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。</p> <p>★⑦家族介護の負担が虐待につながりやすいことから、社会的支援の利用をすすめることを絶えず周知するとともに、自治体職員が自宅訪問し状況確認する等、社会的孤立が起らない支援体制をとってください。また、障害者福祉施設等での虐待認定したケースを検証し、虐待が起らない支援策を講じてください。</p> <p>7. 予防接種</p> <p>★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、50歳以上を対象とする帯状疱疹ワクチン、妊婦や高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHP</p>

回 答
<p>る必要があり、現在、本市は保育の必要性の高い就労希望者を優先しており、現状の本市の保育体制では、育児休業中の保護者の子どもは受入れ困難な状況となっているため、保護者が育児休業を取得する際、3歳未満の子どもについては退園していただいております。しかし、本市としても以前から解決すべき課題として捉えており、令和8年4月からの見直しに向けて進めていく考えです。</p> <p>③常滑市が実施する指導監査は、特段の事情がない限り、実地で実施いたします。また、保育士の指導主事も同行してもらっています。</p> <p>④こども誰でも通園制度は、ニーズの見込みを想定し、それに対応できる保育体制を検討している段階です。</p> <p>6.</p> <p>①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方に常滑市中心身障害者手当を支給しています。</p> <p>★②障がい者が地域で安心して生活できるよう、市外の施設も含め、関係機関と連携して支援に努めています。</p> <p>③④障害福祉サービスの基本報酬や加算の単位数は、国の告示で全国一律に定められており、障害者が希望する地域生活の実現に向けて、サービスの質の確保・向上を図る観点をもって幅広い議論を経て決定されていることから、国が責任を持って対応すべきものと考えます。</p> <p>⑤障害福祉サービスについては、国の軽減措置により本人負担が重くならないように講じられています。また、障害福祉サービスの利用者負担を決定する際の世帯の範囲は国が定めております。</p> <p>★⑥福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には介護保険を優先していただいております。それでもなおサービスが不足する場合に、障害福祉サービスの申請をしていただいております。</p> <p>★⑦障害者虐待防止法に基づき通報窓口を福祉課に設置しており、庁内で情報共有し迅速かつ的確に対応する体制づくりに努めております。なお、関係機関と連携したケース会議を開催し、障害者や家族が孤立しないよう継続的な見守りと支援につなげております。今後も通報体制の周知を図るとともに、虐待を未然に防ぐよう努めてまいります</p> <p>7.</p> <p>★①おたふくかぜワクチンは、令和2年度より1歳児と年長児を対象に一部助成事業を行っています。(2回一部助成2,000円) また、子どもを対象としたインフルエンザワクチンの任意予防接種は、中学3年生・高</p>

陳 情 事 項
<p>Vワクチンの任意予防接種についての助成制度を設けてください。接種に係る自己負担については無料にしてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。</p> <p>★②高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンについて、定期接種の自己負担を引き下げてください。また、市町村が実施する定期接種対象者以外への任意予防接種事業を実施・再開・継続してください。また高齢者用肺炎球菌ワクチンの2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。</p> <p>8. 健診・検診</p> <p>★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。</p> <p>★②5歳児を対象とした健診支援事業を実施してください。</p> <p>③妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。</p> <p>④保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。</p> <p>9. 地域の保健・医療</p> <p>①地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。</p> <p>②自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度を実施・拡充してください。</p> <p>③保健所・保健センターの保健師等スタッフを増員してください。</p> <p>【3】国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。</p> <p>1. 国に対する意見書</p> <p>①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。</p> <p>②マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。</p> <p>③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。</p>

回 答
<p>校3年生相当年齢の者を対象に令和6年10月から一部助成事業を行っています。(1回一部助成1,000円)その他の任意予防接種については自然感染した場合の合併症の頻度、発症阻止効果の高さ等の医学的効果や、国の定期予防接種への検討状況をふまえて、必要に応じ検討していきます。</p> <p>★②肺炎球菌ワクチンは、これまで4,000円だった自己負担を令和6年度から2,500円に引き下げをしました。その他、任意予防接種、追加接種等の拡充については、現在のところ考えておりません。</p> <p>8.</p> <p>★①令和元年度より2回実施しています。</p> <p>②5歳児健診については、現在、令和8年度から開始できるよう、準備・検討をしています。</p> <p>③現在、妊娠中に1回、妊婦歯科健診を個別健診(市内20歯科医院)で実施しています。産婦歯科健診については、歯科保健事業全体をみながら検討していきます。</p> <p>④歯科衛生士は現在、常勤1名を健康推進課に配置しています。保健事業については、現在非常勤歯科衛生士10名とも協力して実施しており、今後の歯科衛生士の配置については、必要時応じて検討していきます。</p> <p>9.</p> <p>①効率的で質の高い医療提供体制を構築するため、半田市と共同設立した地方独立行政法人知多半島総合医療機構と連携し、地域医療構想推進委員会を通じて適切な病床数を検討していきます。</p> <p>②半田常滑看護専門学校への支援を通じて、地域住民の保健・医療・福祉に貢献できる有能な看護師の確保を図っています。</p> <p>③保健師は現在、常勤14名を健康推進課・子育て支援課に配置しています。保健事業については非常勤保健師とも協力して事業を実施しています。必要に応じて常勤または非常勤の保健師の配置を検討していきます。</p> <p>【3】</p> <p>1. 2.</p> <p>陳情を受けてから市議会議長に提出し、受理後に全議員に写しを送付します。</p>

陳情事項
<p>④介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。</p> <p>⑤加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を創設してください。</p> <p>⑥18歳までの医療費無料制度を創設してください。</p> <p>⑦小中学校の給食費を無償にしてください。</p> <p>⑧障害者・児の「暮らしの場」を拡充してください。</p> <p>⑨医療・介護・福祉・保育など公的価格で働くケア労働者の処遇改善を国の責任で確実に実施し、ただちに全産業平均との格差をなくしてください。</p> <p>2. 愛知県に対する意見書</p> <p>①国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。</p> <p>②加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る補助制度を新設してください。</p> <p>③子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。</p> <p>④学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。</p> <p>⑤地域に必要な病床を確保し、感染症病床を増床してください。</p> <p>⑥地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

回答